

# かいてき 便り

平成 20 年 10 月 1 日発行

第51号

## 最近の動向

「社会保障審議会介護給付費分科会が開催されました」  
「介護サービス事業者に係る事務負担の見直し」

## お知らせ

「第三者評価・受審事業者に『自動車用受審済ステッカー』を発送します」  
「営利法人の運営する介護サービス事業所に対する監査の実施について」  
「事業所評価加算の届出は10月15日(水)締切です」  
「指定更新通知書及び指定更新申請書を発送しました」

## 社会保障審議会介護給付費分科会が開催されました

さる9月18日、社会保障審議会第53回介護給付費分科会が開催されました。事業者団体等からヒアリングが行なわれ、主な内容は次のとおりです。

### 最近の動向

東京都からは、介護報酬のありかたに関する緊急提言等、高知県からは、中山間地域の介護保険サービスの維持について新たな支援制度の提案、日本リハビリテーション病院・施設協会からは通所リハビリテーションにおけるリハビリテーションの見直しの要望等、日本福祉用具・生活支援用具協会からは、改定については関係者との事前の協議、経過措置等を講じ、激変が生じないようにする等の意見書、(財)日本福祉用具供給協会からは、要介護認定更新で軽度になった場合でも、既存利用の福祉用具の継続給付等を要望

また、介護給付費分科会における今後の検討の進め方(案)が示されました。

- \*9月 事業者団体等ヒアリング
- \*10月 介護従事者対策等を中心に議論
- \*11、12月 居宅サービス・施設サービスについて議論
- \*12月中旬 報酬・基準に関する基本的考え方の整理・取りまとめ
- \*21年1月下旬 介護報酬改定案 諮問・答申

【問い合わせ先】介護保険課介護保険係 TEL03-5320-4595

## 介護サービス事業者に係る事務負担の見直し

### 最近の動向

介護サービス事業者に係る事務負担の見直し予定であった「福祉用具貸与に係るサービス担当者会議の開催」等について、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部を改正し、平成20年9月1日から適用する旨、通知されました。

詳細については、東京都福祉保健局hpに掲載しています。

東京都介護サービス情報 > 介護保険についてのお知らせ > 介護保険最新情報 > Vol.42

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html))

【問い合わせ先】介護保険課介護保険係 TEL03-5320-4595

## 第三者評価・受審事業者に「自動車用受審済ステッカー」を発送します

福祉サービス第三者評価を受けた事業者には、評価を受けたこと目印となるよう、事業所の玄関などに貼る受審済ステッカーを送付してきました。

### お知らせ

平成20年度受審分より、新たに、自動車(サービス提供に使用するもの)に貼るための、自動車用受審済ステッカーも送付しますので、ご活用ください。

受審済ステッカーの詳細は、東京都福祉保健局hpに掲載しています。

福祉保健の基盤づくり > 福祉サービス第三者評価システムの構築 > 受審済ステッカーについて  
([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/service/system\\_kochiku/sutekkaa/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/service/system_kochiku/sutekkaa/index.html))

【ステッカー問い合わせ先】指導監査部指導調整課評価推進担当 03-5320-4035

第三者評価については、とうきょう福祉ナビゲーションをご覧ください。

(<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>)

【第三者評価問い合わせ先】東京都福祉サービス評価推進機構 03-5206-8751

## 営利法人の運営する介護サービス事業所に対する監査の実施について

東京都は、介護サービス事業者による不正事案を防止し、介護保険事業の適切な運営を確保する観点から、「経済財政改革に関する基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)を受け、介護サービス事業者に対して法令遵守の徹底を図るため、介護保険法第5章の各規定を適用して、営利法人の運営する介護事業所に対し、監査を実施します。

お知らせ

対象となる営利法人は、株式会社、有限会社、合資会社、合名会社及び合同会社で、これらの営利法人が運営するすべての介護サービス事業所が対象となります。計画年次は、平成20年度から平成24年度までの5カ年間で、

初年度は、大手の営利法人が運営する事業所を中心に実施することとし、去る9月10日(水)午後2時より都庁において「監査説明会」を開催いたしました。

監査は、それぞれのサービス種別に応じた「自己点検シート」の記載、提出という書面審査により実施されます。その点検の結果、基準上の問題又は疑義が認められるか等々、適宜判断し必要に応じて実地検査を実施することになります。この実地検査の結果、基準違反や虚偽の報告が認められた場合は、その程度に応じて、行政指導、改善勧告又は指定の効力の停止・取消等の行政処分が課せられることとなります。

【問い合わせ先】 指導監査部指導第一課 TEL 03-5320-4290

## 事業所評価加算の届出は10月15日(水)締切です

お知らせ

平成21年度の事業所評価加算の算定評価を希望する介護予防通所介護事業所及び介護予防通所リハビリテーション事業所は、東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係への届出が必要です。

現在評価の申出をしていないが、来年度からの算定を希望している事業者は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」により、届出をしてください。

届出の締切は、平成20年10月15日(水)【必着】です。

なお、事業所評価加算に関する届出様式・法令・通知及びQ&Aは、

東京都介護サービス情報>事業所指定申請・届出>加算届出様式に掲載しています。

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/shinsei/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/shinsei/index.html))

【提出及び問い合わせ先】

住所 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 都庁第一庁舎24階

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係

TEL 03-5320-4274(介護予防通所介護) 03-5320-4267(介護予防通所リハビリテーション)

老人保健施設併設の介護予防通所リハビリテーションについては、施設支援課施設運営係 TEL 03-5320-4264

## 指定更新通知書及び指定更新申請書を発送しました

お知らせ

指定更新通知書

平成12年、平成13年、平成14年10月1日に指定を受けた事業所・施設(介護保険課所管)については、指定更新通知書を9月下旬に事業所宛に発送しました。

なお、更新申請書を提出した事業所で、更新申請の取下げを希望する場合は、廃止届の提出及び更新の取下げ手続きが必要です。詳しくは下記にお問い合わせください。

指定更新申請書

平成15年4月1日に指定を受けた事業所・施設(介護保険課所管)については、指定更新申請書を9月下旬に発送しました。提出期限は、**平成20年10月31日**です。

指定更新申請書に印刷されている内容は、平成20年9月10日時点の審査完了データですので、申請書発行以降に印刷されている内容に変更等があった場合でも、変更届が提出されていれば問題ありません。

東京都介護サービス情報>事業者指定更新

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/koshin/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/koshin/index.html))

【更新関係】 問い合わせ専用ファックス 03-5388-1425

問い合わせ専用メールアドレス ml-19kaigo-koushin@section.metro.tokyo.jp